

令和 7 年度平生町電気自動車購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電気自動車の普及促進を通じて、家庭からの地球温暖化対策を推進することを目的として、電気自動車の購入経費に対し補助金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「電気自動車」とは、令和 7 年度において経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「国の補助金」という。）補助対象車両として登録されている、四輪の電気自動車（内燃機関を有せず搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車であること）及び超小型モビリティ、ミニカーをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 6 条の規定による交付申請を行う時に、平生町の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 補助対象自動車の所有者かつ使用者であること（ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (3) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が納期の到来している町税を完納していること。
- (4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が同補助金の交付決定又は、交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象車両)

第 4 条 電気自動車のうち、補助金を交付する対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新車として購入し、自動車検査証の使用の本拠の位置が平生町内であること。ミニカーの場合は、平生町の標識交付を受けていること。
- (2) 初年度登録または届出が令和 7 年 2 月 1 日以降であること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、車両登録日より国の補助金の別表に記載された補助金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、予算の範囲内で 1 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。

(申請受付期間)

第 6 条 交付申請の受付期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日までとする。ただし受付期間であっても予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に平生町電気自動車購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し（住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要）
- (2) 購入者、購入車両及び購入価格等が確認できる書類（注文書、契約書、請求書等の写し）
- (3) 領収書の写し（ローンの場合は申込書の写し）
- (4) 自動車検査証記録事項の写し（ミニカーの場合は標識交付証明書の写し）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助対象車両が自動車検査証に新規に登録された日（ミニカーの場合は標識に登録した日）から100日以内に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者がその申請の取り下げを行うときは、補助金取り下げ・変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 第8条による交付決定の通知を受けた者が、申請書の内容を変更しようとするときは、関係書類を添えて補助金取り下げ・変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第11条 町長は前条の変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付決定額を変更することが適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。なお、交付決定額の変更等を伴わない軽微な変更を除くものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金交付の決定通知を受けたものは、補助金交付請求書（様式第6号）により請求を行い、町長は請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すこ

とができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

（財産処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して4年を経過する前に補助対象車両を譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。